

市第61号議案

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例等の一部改正

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 6 日 提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例の一部改正）

第 1 条 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（平成28年12月横浜市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第22条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第 191 号）第12条第 1 項に規定する許可を受けて宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事（後退用地等を整備するために行う工事を除く。）を行う場合

（横浜市建築基準条例の一部改正）

第 2 条 横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 2 項第 3 号中「附則第 2 条第 1 項」の次に「又は第 2 項」を加え、同項中第 7 号を第 8 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第 191 号）第 2 条第 2 号に規定する宅地造成又は同条第 3 号に規定する特定盛土等に関する工事（同法第17条第 2 項の規定により工事主（同法第 2 条第 7 号に規定する工事主をいう。）が検査済証の交付を受けたものに限る。）により整備されている急傾斜地（崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第 6 条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。）が設置されたものを除く。）

（横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例の一部改正）

第 3 条 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例（平成26年 2 月横浜市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市宅地造成等災害防止対策検討委員会条例

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 横浜市内の宅地造成（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第 191 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する宅地造成をいう。以下同じ。））、特定盛土等（同条第 3 号に規定する特定盛土等をいう。以下同じ。）及び土石の堆積（同条第 4 号に規定する土石の堆積をいう。以下同じ。）に伴う災害（同条第 5 号に規定する災害をいう。以下同じ。）を防止するため、市長の附属機関として、横浜市宅地造成等災害防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 2 条第 1 号中「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第 191 号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第 2

号中「旧法第 9 条第 1 項に規定する宅地造成に関する工事並びに」及び「及び法第 31 条第 1 項に規定する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事」を削り、同条第 8 号中「造成宅地、崖等における災害を防止するための対策」を「宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に伴う災害の防止」に改め、同号を同条第 10 号とし、同条第 7 号中「崖及び擁壁」を「地盤等」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「崖及び擁壁」を「盛土又は切土をした後の地盤、盛土又は切土をした土地の部分に生ずる崖、擁壁、崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 6 条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。）及び堆積した土石（次号において「地盤等」という。）」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「（旧法第 2 条第 2 号に規定する宅地造成をいう。）」を「、特定盛土等又は土石の堆積」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「一部改正法附則第 2 条第 1 項」を「法第 23 条第 1 項及び第 2 項並びに一部改正法附則第 2 条第 2 項」に改め、「並びに一部改正法附則第 2 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第 22 条第 1 項及び第 2 項」を削り、同号を同条第 6 号とし、同条第 3 号中「一部改正法附則第 2 条第 1 項」を「法第 22 条第 2 項及び一部改正法附則第 2 条第 2 項」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (3) 法第 20 条第 2 項及び第 3 項並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号。以下「一部改正法」という。）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる一部改正法による改正前の宅地造成等規制法

(昭和36年法律第 191 号。以下「旧法」という。) 第14条第 2 項の規定による命令に関する事。

- (4) 法第20条第 5 項の規定による災害防止措置及び一部改正法 附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第14条第 5 項の規定による措置に関する事。

(横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部改正)

第 4 条 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例 (平成18年 2 月横浜市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第14条第 3 号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」を 「宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第 191 号) 第12 条第 1 項若しくは宅地造成等規制法の一部を改正する法律」に改め、「又は」の次に「宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第 1 項若しくは」を加える。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

#### 提 案 理 由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項に規定する経過措置期間の終了に伴い関係規定の整備を図る等のため、横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例等の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（適用除外）

第 22 条 この条例の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項に規定する許可を受けて宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事（後退用地等を整備するために行う工事を除く。）を行う場合

(4) （本文省略）  
(3)

(5) （本文省略）  
(4)

横浜市建築基準条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（災害危険区域）

第 3 条の 2 （第 1 項省略）

2 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合においては、当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造としなければならない。ただし、当該建築物が面するすべての急傾斜地（急傾斜地法第 2 条第 1 項に規定する急傾斜地をいう。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(3) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号。以下この号において「宅地造成等規制法一部改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下この号において「旧宅地造成等規制法」という。）第 2 条第 2 号に規定する宅地造成に関する工事（旧宅地造成等規制法第 13 条第 2 項（宅地造成等規制法一部改正法附則第 2 条第 1 項 又は第 2 項 の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により造成主（旧宅地造成等規制法第 2 条第 5 号に規定する造成主をいう。）が検査済証の交付を受けたものに限る。）により整備されている急傾斜地

(4) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号に規定する宅地造成又は同条第 3 号に規定する特定盛土等に関する工事（同法第 17 条第 2 項の規定により工事主（同法第 2 条第 7 号に規定する工事主をいう。）が検査済証の交付を受けたものに限る。）により整備されている急傾斜地（崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 6 条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。）が設置されたものを除く。）

(5) （本文省略）

(4)  
(6) （本文省略）

(5)  
(7) （本文省略）

(6)  
(8) （本文省略）

(7)  
（第 3 項から第 5 項まで省略）

( 上段 改正案 )  
( 下段 現 行 )

横浜市宅地造成等災害防止対策検討委員会条例  
横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例

( 設置 )

第 1 条 横浜市内の宅地造成（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する宅地造成をいう。以下同じ。）及び土石の堆積（同条第 3 号に規定する宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「旧法」という。）第 2 条第 7 号に規定する造成宅地をいう。以下同じ。）に伴う災害（同条第 5 号に規定する災害をいう。以下同じ。）を防止するため、市長の附属機関として、横浜市宅地造成等災害防止対策検討委員会の附属機関として、横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

( 所掌事務 )

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 法  
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項に規定する宅地造成等工事規制区域、法第 26 条第 1 項に規定する特定盛土等規制区域及び法第 45 条第 1 項に規定する造成宅地防災区域の指定等に関すること。
- (2) 法  
旧法第 9 条第 1 項に規定する宅地造成に関する工事並びに第 13 条第 1 項に規定する宅地造成等に関する工事 及び法第 31 条第 1 項に規定する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事 の技術的基準に関すること。
- (3) 法第 20 条第 2 項及び第 3 項並びに宅地造成等規制法の一部を

- 改正する法律（令和 4 年法律第 55 号。以下「一部改正法」という。）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる一部改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「旧法」という。）第 14 条第 2 項の規定による命令に関すること。
- (4) 法第 20 条第 5 項の規定による災害防止措置及び一部改正法附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第 14 条第 5 項の規定による措置に関すること。
- (5) 法第 22 条第 2 項及び一部改正法附則第 2 条第 2 項  
(3) 一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第 16 条第 2 項の規定による勧告に関すること。
- (6) 法第 23 条第 1 項及び第 2 項並びに一部改正法附則第 2 条第 2  
(4) 一部改正法附則第 2 条第 1 項  
項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第 17 条第 1 項及び第 2 項並びに一部改正法附則第 2 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定による命令に関すること。
- (7) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積  
(5) （旧法第 2 条第 2 号に規定する宅地造成をいう。）に伴う災害を防止するための工事の方法に関すること。
- (8) 盛土又は切土をした後の地盤、盛土又は切土をした土地の部  
(6) 崖及び擁壁  
分に生ずる崖、擁壁、崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 6 条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。）及び堆積した土石（次号において「地盤等」という。）の崩壊の危険性の評価に関すること。
- (9) 地盤等  
(7) 崖及び擁壁の崩壊を防止するための工事（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 12 条第

1項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を除く。)の方法に関する  
こと。

- (10) その他 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に伴う災害の防  
(8) 造成宅地、崖等における災害を防止するための対策  
止に関し市長が必要と認める事項

### 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（適用除外）

第14条 協議地区を定める日（協議地区を変更する場合において、  
当該都市景観形成行為に係る内容を変更するときは、当該変更の  
日）前において、当該都市景観形成行為に係る次に掲げる手続そ  
他の行為を行っている場合については、この章の規定は、適用  
しない。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第  
宅地造成等規制法の一部を改正する法律  
12条第1項若しくは宅地造成等規制法の一部を改正する法律（  
令和4年法律第55号。以下この号において「宅地造成等規制法  
一部改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭  
和36年法律第191号。以下この号において「旧宅地造成等規制  
法」という。）第8条第1項（宅地造成等規制法一部改正法附  
則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる  
場合を含む。）の許可の申請又は 宅地造成及び特定盛土等規制  
法第15条第1項若しくは旧宅地造成等規制法第11条（宅地造成  
等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の  
例によることとされる場合を含む。）の規定による協議（成立

市第 61 号

している場合に限る。)

(第 4 号及び第 5 号省略)